

令和5年5月10日

保護者各位

幼保連携型認定こども園  
豊田聖霊幼稚園

### 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴う対応変更について（通知）

日頃は、感染症対策にご協力いただき誠にありがとうございます。  
令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴い文部科学省において、学校保健安全法施行規則等の改正がありました。  
よって、当園においての対応も以下のとおり変更します。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症の登園のめやす（出席停止期間）と治癒証明について
  - (1) 登園のめやす（出席停止期間）について  
学校保健安全法施行規則改正により  
「新型コロナウイルス感染症にあっては、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」  
※別表参照し登園可能日を園と確認して下さい。  
完治後登園する場合、5日間程度マスクの着用を推奨します。ただし、夏場の熱い時等は、ご家庭の判断にお任せします。
  - (2) 治癒証明について  
新型コロナウイルス感染症の治癒証明については、現在の季節性インフルエンザと同様に当面の間、発行を「不要」とします。
- 2 その他の対応について
  - (1) 園児に陽性が判明した場合；診断後、園に連絡をしてください。
  - (2) 同居家族に陽性が判明した場合について
    - ・園児に新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない場合は、出席停止の対象にはなりません。
    - ・園児に症状が出ている場合は、登園を控えていただきますようお願いいたします。
  - (3) 集団発生が疑われる場合の対応  
**登園自粛**とします。
    - ① 期間；決定した翌日から指定された期間
    - ② 登園自粛期間に登園をする場合の注意事項
      - ・園児の体調が良好であることが条件となります。
      - ・期間中の給食は中止となりますので弁当を持参してください。
  - (4) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であるため、無理をして登園することのないようにお願いします。
- 3 保育料の日割り及び給食費の徴収について  
令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症感染防止のために欠席した場合の幼児の給食費は、通常通り徴収します。乳児の保育料の日割りは行いません。

## 新型コロナウイルス感染症と診断された場合の登園のめやす（出席停止期間） について

### 1 登園のめやす（出席停止期間）

発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで

### 2 登園のめやす（出席停止期間）の数え方

- ・発症日を 0 日目とし、それぞれ翌日からの日数を数える。
- ・症状が軽快した日の翌日を軽快後 1 日とする。
- ・最短でも 6 日目以降の登園となる。

	発症 0 日目	発症 1 日目	発症 2 日目	発症 3 日目	発症 4 日目	発症 5 日目	発症 6 日目	発症 7 日目	発症 8 日目
1 日目に軽快	発症	軽快	軽快後 1 日				登園可		
2 日目に軽快	発症	症状 継続	軽快	軽快後 1 日			登園可		
3 日目に軽快	発症	症状 継続	症状 継続	軽快	軽快後 1 日		登園可		
4 日目に軽快	発症	症状 継続	症状 継続	症状 継続	軽快	軽快後 1 日	登園可		
5 日目に軽快	発症	症状 継続	症状 継続	症状 継続	症状 継続	軽快	軽快後 1 日	登園可	
6 日目に軽快	発症	症状 継続	症状 継続	症状 継続	症状 継続	症状 継続	軽快	軽快後 1 日	登園可

上記を参考にして下さい。ただし 5 日目 6 日目の軽快に当たる場合は重症度が高いとされますので、完全に元気になるまで登園自粛して下さい。